

公安委員会 説明資料No. 1	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について	令和8年2月26日 刑事局
--------------------	---	------------------

1 概要

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）等を踏まえた標記規則の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

対面での本人確認方法について、以下のとおり見直し。

- ① 写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類をICチップ付きのもの（※1）に限定するとともに、当該ICチップの情報の読み取り（※2）を必須とする（※3）。

（※1）マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、日本国旅券等を想定。

（※2）デジタル庁提供のマイナンバーカード用アプリや民間のツールの活用を想定。

（※3）本人限定受取郵便を用いる方法においても同様に措置。

- ② 写真なし本人確認書類の提示を受け、かつ、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付等する現行の方法につき、対象書類の変更（※）を行うとともに、ICチップ付きの書類の提示を受ける場合はICチップ情報の読み取りを必須とする。

（※）ICチップがない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳等）、偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類（住民票の写し等）、ICチップがある写真なし本人確認書類（16歳未満の在留カード等）に限定。

- ③ 上記方法が実施困難である非居住外国人等については、写真付き本人確認書類を提示させることとする（※）。

（※）特定事業者において、顧客等が非居住外国人等であることを確認することが前提となる。

3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、令和7年12月5日から令和8年1月3日までの間、意見公募手続を実施した結果、88件の意見が寄せられた。

4 施行期日

令和9年4月1日

公安委員会 説明資料No. 2	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について	令和8年2月26日 刑 事 局
--------------------	--	--------------------

1 概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正（一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校に「専攻科」を設置することを可能とするなど）に伴う犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収規則」という。）の改正案について、意見公募手続を行うもの。

2 改正の概要

専修学校に置かれる専攻科に対する授業料等の支払については、大学等への入学金や授業料等の支払と同様に、顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されていることから、マネー・ローンダリングに係るリスクが低いものである。

このことを踏まえ、犯収規則第4条第1項第7号ニを改正し、特定事業者による取引時確認等が不要となる「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に、専攻科に対する授業料等の支払に係る取引を加えることとする。

3 今後の予定

意見公募手続：令和8年2月27日から3月28日まで（30日間）

施行期日：公布の日

公安委員会	令和7年における被疑者取調べ適正化のための	令和8年2月26日
説明資料No. 3	監督に関する規則の施行状況について	長官官房

1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等

皇宮警察、関東管区警察局及び都道府県警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施

2 令和7年中の監督対象行為の件数（いずれも都道府県警察）

監督対象行為（規則第3条） 19件（15事案）

※ 被疑者取調べの件数：約111万件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

監督対象行為の類型		R3	R4	R5	R6	R7
①	やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	0	2	3	1	4
②	直接又は間接に有形力を行使すること(上記に掲げるものを除く)	4	2	2	2	3
③	殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	2	4	0	1	5
④	一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
⑤	便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	2	3	4	3	7
⑥	人の尊厳を著しく害するような言動をすること	0	2	1	1	0
合計		8	13	10	8	19
		(7)	(10)	(9)	(6)	(15)

※ 合計欄の括弧内の数値は事案数

表2 調査（監督対象行為）の端緒別内訳 (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	2	9
	捜査部門からの連絡	4	
	留置部門からの連絡	1	
	その他	2	
苦情等で認知	苦情等の申出	5	6
	その他	1	
合計			15

第1 目的

地方警察官の採用情勢が厳しさを増す中、広く若い世代に警察官の職業としての魅力を発信するため、主にスマートフォンでの視聴に適した「縦型動画」を都道府県警察から募集するとともに、有志職員から採用広報に活用可能なマンガを募集し、コンテストを実施したものの。

第2 コンテスト概要

1 募集テーマ

(1) 動画部門

- ア 業務のやりがい及び業務内容の紹介
- イ 警察学校の紹介
- ウ ワークライフバランス

(2) マンガ部門

実体験（エピソード）に基づいた業務のやりがい

2 審査

(1) 動画部門（応募総数132点）

都道府県警察から提出された作品のうち、警察庁における予備審査を通過した作品28点を警察庁公式Xに掲載し、作品に対する一般の方からのリアクション（「いいね」等）も含め、長官等による審査を実施。

(2) マンガ部門（応募総数80点）

都道府県警察から提出された作品について、長官等による審査を実施。

3 受賞作品

(1) 動画部門

- ア 長官賞作品
岡山県警察 「警察官はやめておけ」
- イ 長官官房長賞作品
 - ・ 栃木県警察 「1分間で分かる警察学校」
 - ・ 福岡県警察 「はたらきやすい！けいさつ！」
- ウ 人事課長賞作品
 - ・ 埼玉県警察 「パパは白バイ隊員」
 - ・ 長崎県警察 「20代夫婦のワークライフバランス」
 - ・ 大分県警察 「警察学校vlog」

(2) マンガ部門

- ア 長官賞作品
群馬県警察 「僕らは勇者 あの頃の夢 覚えていますか？」
- イ 長官官房長賞作品
 - ・ 警視庁 「スクラップサイクルダイアリーズ」
 - ・ 愛知県警察 「捜査記録」

第3 表彰式

- 日時：令和8年2月26日（木） 午後2時から午後2時30分まで
- 会場：合同庁舎2号館18階 警察庁 第4会議室
- ※ 表彰式には受賞作品の作成担当者等を招致する。

第4 今後の予定

受賞作品等は、警察庁のウェブサイト等に掲載するとともに、都道府県警察官の採用広報活動において幅広く活用する。

1 少年非行の状況

- 刑法犯少年の検挙人員は、4年連続で増加（人口千人当たりの検挙人員も同様）※20歳以上の人口千人当たりの検挙人員は近年ほぼ横ばい

区分		年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	増減数	増減率
		少年	検 挙 人 員	14,818	14,887	18,949	21,762	24,416	2,654
	人 口 比	2.2	2.3	2.9	3.3	3.8	0.5	—	
20歳以上	検 挙 人 員	160,223	154,522	164,320	170,064	176,247	6,183	3.6	
	人 口 比	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	0.1	—	

- 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪の検挙人員のうち、詐欺の約1割、強盗の約4割が少年
- 大麻事犯における少年の検挙人員が過去最多であり、態様別でみると、「所持」が最も多く約8割、新たに規制された「施用」の割合が約1割
- 不正アクセス禁止法違反における少年の検挙人員が増加傾向であり、また、オンラインカジノ利用に関連する非行もみられており、今後も注視すべき状況

2 子供の性被害の状況

- 児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつの件数増加により、3年連続で増加し、過去10年で最多
- SNSに起因する事犯の被害児童数が高水準で推移していることに加え、小学生の被害児童数は過去10年で最多
- 児童の画像を生成AI等により性的に加工し悪用した事案について、取扱い事案数は年間110件以上把握されており、潜在的な事案も含めて今後も注視すべき状況

3 当面の取組

(1) 少年非行

- 少年の犯罪加担防止
- 少年非行情勢の潮流に着目した対策

(2) 子供の性被害

- SNSをはじめとしたオンライン上における対策
- 子供を性被害等から守るための社会全体での取組

1 組織的窃盗・盗品流通事犯の認知・検挙状況

○ 太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗

太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の認知件数は、令和5年から令和6年にかけて増加したものの、令和7年に大幅に減少。

重点取組対象事犯に指定した令和6年以降、検挙件数が大幅に増加し一定の効果。

○ 大量万引き（被害総額10万円以上）

衣料品店及びドラッグストアにおける大量万引きの認知件数は、令和5年から令和7年にかけていずれも大幅に減少。重点取組対象事犯に指定した令和6年以降、衣料品店は令和6年、ドラッグストアは令和7年に検挙件数が大幅に増加し一定の効果。

○ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、令和3年には、平成15年のピーク時の1割以下まで減少したが、以降は4年連続で増加。令和6年に重点取組対象事犯に指定し積極的に検挙するも、更なる取組を進める必要。

2 対策状況等

匿名・流動型犯罪グループに係る対策と連携しつつ、被害が多発している関係警察に關係部門から成る部門横断的なプロジェクトチームを設置し、部門間連携や取締りの強化を継続して実施。主な対策は次のとおり。

(1) 金属盗

令和7年6月、一定の金属くずの買受けを行う営業に係る措置や犯行用具規制等を内容とする金属盗対策法が成立。同年9月から一部施行されたことから、同法に基づく取締りを推進。

(2) 大量万引き

令和7年1月、「ドラッグストアにおける防犯対策指針」を作成し、指針に基づき、業界団体に対し効果的な防犯対策等について働き掛けを継続。また、万引き防止に功労のあった団体等に対する表彰制度を新たに制定し、万引きを許さない社会機運を醸成。

(3) 自動車盗

ア 自動車盗難等防止行動計画の改定

令和8年2月、自動車盗難等防止行動計画を抜本的に改定し、關係省庁・団体、自動車製造業者らとの連携による取締り、盗難を防止する取組、不正輸出防止に向けた取組を強化。

イ 匿流対策の重要な柱としての積極的な取締り

關係警察における合共同捜査の推進に加え、古物営業法等に基づく積極的な立入検査や行政処分等を含めた悪質ヤードに対する取締りを強化。

1 交通事故死者数及び重傷者数の推移

- 交通事故死者数は減少、重傷者数は増加
死者数 2,547人（前年比－116人、－4.4%）
重傷者数 27,563人（前年比＋278人、＋1.0%）

[特徴]

- 65歳以上の死者数が大きく減少（前年比－90人、－5.9%）
- 状態別では、「歩行中」が大きく減少（前年比－75人、－7.8%）

2 令和7年における交通事故の状況と対策

○ 課題1 歩行者

- ・ 65歳以上、65歳未満の死者数ともに減少
- ・ 歩行者の約6割に違反あり
⇒ 歩行者に対する街頭指導及び広報啓発等を推進

○ 課題2-1 自動車～高齢運転者

- ・ 75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、前年比で減少
- ・ 全死亡事故に占める75歳以上の運転者によるものの割合は増加傾向
⇒ 高齢者講習、運転技能検査の効果的な実施等

○ 課題2-2 自動車～携帯電話等使用

- ・ 携帯電話等使用による死亡・重傷事故は近年増加傾向
- ・ 携帯電話等使用時の死亡事故率は不使用时の約3.4倍
⇒ 「ながらスマホ」の広報啓発の推進、交通指導取締りの強化

○ 課題2-3 自動車～飲酒運転

- ・ 飲酒運転による死亡・重傷事故は近年横ばいで推移
⇒ 取締り強化、飲酒運転根絶に向けた社会機運の更なる醸成

○ 課題2-4 自動車～外国人運転者

- ・ 外国人運転者による死亡・重傷事故は近年増加傾向
⇒ 外国人運転者に対する日本の交通ルール等の周知徹底

○ 課題3-1 自転車～死者数の推移等

- ・ 65歳以上は前年比で減少、65歳未満は前年比で増加
- ・ ヘルメットの着用率は全体的に上昇傾向
- ・ 対歩行者事故は近年増加傾向、衝突地点は歩道・横断歩道が約6割

○ 課題3-2 自転車～飲酒運転・携帯電話等使用

- ・ 飲酒運転の自転車に関係する死亡・重傷事故は、近年減少傾向で推移
- ・ 携帯電話等使用による死亡・重傷事故は昨年、3年ぶりに減少
⇒ 交通ルールの周知、ヘルメット着用促進、交通指導取締りの強化

○ 課題4 特定小型原動機付自転車

- ・ 事故件数は7月、9月が多く、1月から3月が少ない。
- ・ 飲酒ありの構成率は11.1%で、自転車の約16倍
- ・ 人対車両の割合は自転車の約3.0倍、車両単独の割合は自転車の約2.7倍
⇒ 交通指導取締りの強化、シェアリング事業者と連携した飲酒運転対策等の推進